

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月20日
【会社名】	株式会社カナモト
【英訳名】	Kanamoto Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金本 哲男
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19
【電話番号】	011-209-1600
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理部長兼広報室長 卯辰 伸人
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19
【電話番号】	011-209-1600
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経理部長兼広報室長 卯辰 伸人
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 7,821,419,640円 オーバーアロットメントによる売出し 1,479,600,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額の計であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行 価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式につ いて、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取 引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証 券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主 たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する 金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年11月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新規発行株式の発行数(国内販売株式数)及び募集条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出条件、海外販売に係る発行数(海外販売株式数)及び募集条件、その他この新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し必要な事項が2018年11月20日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について
 - (2) 海外販売に係る発行数(海外販売株式数)
 - (3) 海外販売に係る発行価格
 - (4) 海外販売に係る発行価額(会社法上の払込金額)
 - (5) 海外販売に係る資本組入額
 - (6) 海外販売に係る発行価額の総額
 - (7) 海外販売に係る資本組入額の総額
 - (12) 提出会社が取得する海外販売に係る手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2018年11月20日(火)となりましたので、一般募集の申込期間は「自 2018年11月21日(水) 至 2018年11月22日(木)」、払込期日は「2018年11月28日(水)」、受渡期日は「2018年11月29日(木)」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 2018年11月21日(水) 至 2018年11月22日(木)」、受渡期日は「2018年11月29日(木)」、シンジケートカバー取引期間は「2018年11月23日(金)から2018年12月12日(水)までの間」、海外販売に係る新規発行年月日(払込期日)は「2018年11月28日(水)」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2018年11月12日(月)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、2018年11月12日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数750,000株の合計による募集株式総数3,000,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内における販売(以下「国内販売」という。)に係る株式数(以下「国内販売株式数」といい、そのうち公募による新株式発行に係るものを「新株式発行に係る国内販売株式数」という。)の上限であります。一般募集においては、公募による新株式発行に係る募集株式数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売に係る株式数を「海外販売株式数」という。)されることがありますが、海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2018年11月12日)現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式総数のうち国内販売株式数(新規発行株式の発行数)、新株式発行に係る国内販売株式数及び海外販売株式数は、一般募集(海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株式数は一般募集の募集株式総数3,000,000株の半数以下とするため、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)は一般募集の募集株式総数3,000,000株の半数以上となります。

海外販売の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

- 3 一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	2,481,100株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 2018年11月12日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、2018年11月12日(月)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数750,000株の合計による募集株式総数3,000,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内における販売(以下「国内販売」という。)に係る株式数(以下「国内販売株式数」といい、そのうち公募による新株式発行に係るものを「新株式発行に係る国内販売株式数」という。)であります。一般募集においては、公募による新株式発行に係る募集株式数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売に係る株式数を「海外販売株式数」という。)され、海外販売株式数は518,900株であります。
海外販売の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 3 一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

2018年11月20日(火)から2018年11月27日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(訂正後)

2018年11月20日(火)(以下「発行価格等決定日」という。)に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	2,250,000株	7,983,000,000	3,991,500,000
	自己株式の処分	750,000株	2,661,000,000	
計(総発行株式)		3,000,000株	10,644,000,000	3,991,500,000

< 中略 >

- (注) 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)及び新株式発行の発行価額の総額、総発行株式の発行数(新規発行株式の発行数)及び発行価額の総額の合計額並びに資本組入額の総額は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	1,731,100株	5,457,119,640	2,728,559,820
	自己株式の処分	750,000株	2,364,300,000	
計(総発行株式)		2,481,100株	7,821,419,640	2,728,559,820

< 中略 >

- (注) 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(新株式発行の発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)及び新株式発行の発行価額の総額、総発行株式の発行数(新規発行株式の発行数)及び発行価額の総額の合計額並びに資本組入額の総額は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2018年11月20日(火)から2018年11月27日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新株式発行に係る国内販売株式数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 後略 >

(訂正後)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,288	3,152.40	1,576.20	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1 発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。)について、2018年11月21日(水)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>) で公表いたします。

<後略>

3【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによります。 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
上光証券株式会社	札幌市中央区北一条西3丁目3番地		
計		3,000,000株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限(引受株式数は未定)に係るものであります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,736,500株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき135.60円)となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	521,100株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	99,300株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	99,300株	
上光証券株式会社	札幌市中央区北一条西3丁目3番地	24,900株	
計		2,481,100株	

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,644,000,000	46,000,000	10,598,000,000

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 4 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、2018年11月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,821,419,640	33,500,000	7,787,919,640

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

(注) 4の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額（国内販売の手取概算額）10,598,000,000円については、海外販売の手取概算額（未定）及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,588,100,000円と合わせ、手取概算額合計上限12,186,100,000円について、全額を2019年10月期の割賦取引等によるレンタル用資産の取得に関わる割賦債務等の返済資金の一部として、2019年10月期、2020年10月期及び2021年10月期の支払いに充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額（国内販売の手取概算額）7,787,919,640円については、海外販売の手取概算額1,626,580,360円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,410,780,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,825,280,000円について、全額を2019年10月期の割賦取引等によるレンタル用資産の取得に関わる割賦債務等の返済資金の一部として、2019年10月期、2020年10月期及び2021年10月期の支払いに充当する予定であります。また、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

<後略>

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	1,665,270,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、新株式発行の発行数（新株式発行に係る国内販売株式数）、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2018年11月2日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	450,000株	1,479,600,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450,000株の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、新株式発行の発行数(新株式発行に係る国内販売株式数)、海外販売株式数、新株式発行の発行価額の総額、自己株式の処分の発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売の手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額)について、2018年11月21日(水)付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.co.jp/>)で公表いたします。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 3の全文削除

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

< 後略 >

(訂正後)

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
3,288	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1 オーバーアロットメントによる売出し等について**

(訂正前)

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、450,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

< 中略 >

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

< 後略 >

(訂正後)

一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式450,000株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

< 中略 >

(削除)

< 後略 >

3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

(訂正前)

公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株のうちの一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

(訂正後)

公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株のうちの一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されます。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

(2) 海外販売に係る発行数

(海外販売株式数)

(訂正前)

未定

(注) 上記発行数は、海外販売株式数であり、一般募集(海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、一般募集の募集株式総数3,000,000株(公募による新株式発行に係る募集株式数2,250,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数750,000株の合計)の半数以下とします。

(訂正後)

518,900株

(注)の全文削除

- (3) 海外販売に係る発行価格
(訂正前) 未定
(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。なお、海外販売に係る発行価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格と同一といたします。また、海外販売に係る発行価額との差額は、引受人の手取金となります。
- (訂正後) 1株当たり3,288円
(注) 海外販売に係る発行価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格と同一といたします。なお、海外販売に係る発行価額との差額は、引受人の手取金となります。
- (4) 海外販売に係る発行価額
(会社法上の払込金額)
(訂正前) 未定
(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。なお、海外販売に係る発行価額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価額と同一といたします。
- (訂正後) 1株当たり3,152.40円
(注) 海外販売に係る発行価額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価額と同一といたします。
- (5) 海外販売に係る資本組入額
(訂正前) 未定
(注) 海外販売に係る資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を海外販売株式数で除した金額とします。なお、海外販売に係る資本組入額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される資本組入額と同一といたします。
- (訂正後) 1株当たり1,576.20円
(注) 海外販売に係る資本組入額は、下記(7)に記載の海外販売に係る資本組入額の総額を海外販売株式数で除した金額とします。なお、海外販売に係る資本組入額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される資本組入額と同一といたします。

(6) 海外販売に係る発行価額の
総額

(訂正前) 未定

(訂正後) 1,635,780,360円(7) 海外販売に係る資本組入額
の総額

(訂正前) 未定

(注) 海外販売に係る資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、海外販売に係る増加する資本準備金の額は、海外販売に係る資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後) 817,890,180円

(注) 海外販売に係る資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、海外販売に係る増加する資本準備金の額は、海外販売に係る資本金等増加限度額(海外販売に係る発行価額の総額)から増加する資本金の額(海外販売に係る資本組入額の総額)を減じた額とします。

(12) 提出会社が取得する海外販
売に係る手取金の総額並び
に用途ごとの内容、金額及
び支出予定時期

(訂正前)

海外販売に係る手取金の総額

払込金額の総額(海外販売に係る発行価額の総額) 未定

海外販売に係る発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額(海外販売の手取概算額) 未定

用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額(海外販売の手取概算額)(未定)と国内販売の手取概算額10,598,000,000円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,588,100,000円を合わせた手取概算額合計上限12,186,100,000円に係る用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載の用途ごとの内容、金額及び充当予定時期とそれぞれ同一といたします。

(訂正後)

海外販売に係る手取金の総額

払込金額の総額(海外販売に係る発行価額の総額) 1,635,780,360円海外販売に係る発行諸費用の概算額 9,200,000円差引手取概算額(海外販売の手取概算額) 1,626,580,360円

用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額(海外販売の手取概算額) 1,626,580,360円と国内販売の手取概算額7,787,919,640円及び一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,410,780,000円を合わせた手取概算額合計上限10,825,280,000円に係る用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載の用途ごとの内容、金額及び充当予定時期とそれぞれ同一といたします。